

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、京都府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。

・京都府では、住民基本台帳法に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最低限度の情報のみ保有する。具体的には、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)であり、所得額や社会保障給付情報の税・社会保障・災害対策業務の固有情報は保有しない。

評価実施機関名

京都府知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

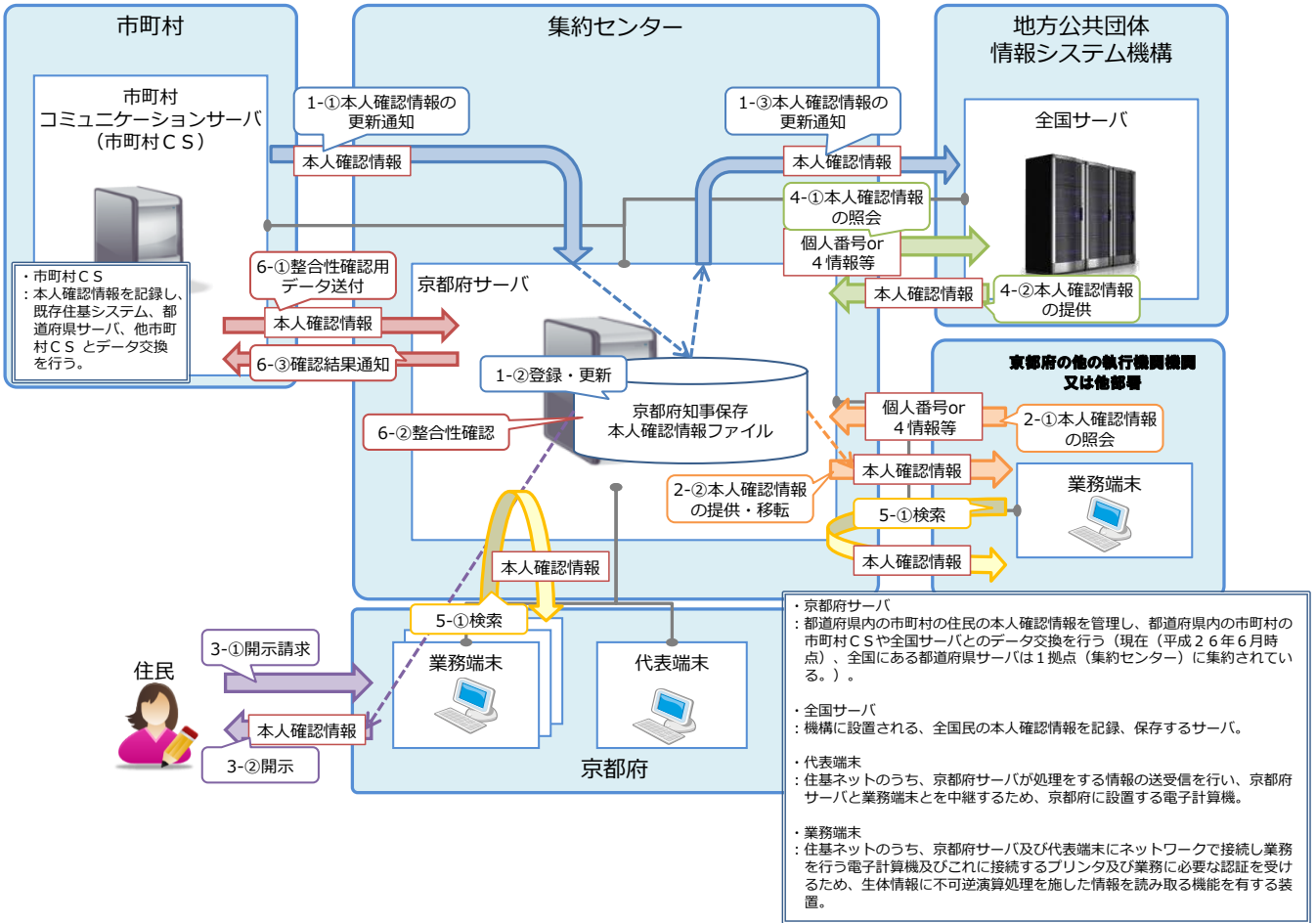
公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
京都府知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>京都府では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の必要性から取り扱う。</p> <p>・京都府知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、京都府内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③京都府の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する</p> <p>⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府総務部自治振興課
②所属長の役職名	自治振興課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



- ・京都府サーバ
: 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う（現在（平成26年6月時点）、全国にある都道府県サーバは1拠点（集約センター）に集約されている。）。
- ・全国サーバ
: 機構に設置される、全国民の本人確認情報を記録、保存するサーバ。
- ・代表端末
: 住基ネットのうち、京都府サーバが処理をする情報の送受信を行い、京都府サーバと業務端末とを中継するため、京都府に設置する電子計算機。
- ・業務端末
: 住基ネットのうち、京都府サーバ及び代表端末にネットワークで接続し業務を行う電子計算機及びこれに接続するプリンタ及び業務に必要な認証を受けるため、生体情報に不可逆演算処理を施した情報を読み取る機能を有する装置。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて京都府サーバに通知する。
- 1-②.京都府サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に京都府知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 京都府の執行機関への情報提供又は他部署への移転

2-①.京都府の他の執行機関又は他部署において、下記5のとおり個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。

- 2-②.京都府知事において、提示されたキーワードを元に京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は下記4のとおり機構に情報照会を行う。

※京都府の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自治振興課において、京都府サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1) 京都府の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件リスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2) 媒体連携とは、一括提供方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない)
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、京都府知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①.個人番号又は4情報等をキーワードに、京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6.本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、京都府サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.京都府サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて京都府知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.京都府サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
京都府知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	京都府内の住民(京都府内のいずれかの市町村において、住基法第五条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において京都府内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月15日
⑥事務担当部署	京都府総務部自治振興課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する。)				
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。				
④入手に係る妥当性	住基法第30条の6(市町村長から京都府知事への本人確認情報の通知等)、30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)の規定により、住民に関する情報が新規作成又は変更された際は、当該住民の本人確認情報を、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知することが明記されているため。				
⑤本人への明示	京都府知事が京都府内市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から京都府知事への本人確認情報の通知等)の規定において明示されている。				
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において京都府域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="text-align: center;">変更の妥当性</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>		変更の妥当性	—		
	変更の妥当性	—			
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">使用部署 ※</td> <td>京都府総務部自治振興課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用者数</td> <td> <div style="text-align: center;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">[10人未満]</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> </div> </div></td> </tr> </table>	使用部署 ※	京都府総務部自治振興課	使用者数	<div style="text-align: center;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">[10人未満]</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> </div> </div>
使用部署 ※	京都府総務部自治振興課				
使用者数	<div style="text-align: center;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">[10人未満]</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> </div> </div>				
⑧使用方法 ※	<p>【Ⅰ 本人確認情報の更新(最新化)での使用】市区町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市区町村CS→京都府サーバ)、京都府知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(京都府サーバ→全国サーバ)。</p> <p>【Ⅱ 京都府の執行機関又は他部署へ本人確認情報の提供・移転(法令又は条例に基づく事務)で使用】京都府の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(京都府の執行機関→京都府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(京都府サーバ→京都府の執行機関又は他部署)。</p> <p>【Ⅲ 住民からの開示請求での使用】住民からの開示請求に基づき(住民→京都府の窓口→京都府サーバ)、当該住民の本人確認情報を京都府知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(京都府サーバ→帳票出力→住民)。</p> <p>【Ⅳ 住民基本台帳法に定められた事務での照会業務での使用】4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに京都府知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>【Ⅴ 住民基本台帳ネットワークシステム情報の整合性確認での使用】京都府知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市区町村から本人確認情報を受領し(市区町村CS→京都府サーバ)、当該本人確認情報を用いて京都府知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>				

	<p>情報の突合 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・京都府の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>該当なし。</p>
<p>⑨使用開始日</p>		<p>平成27年7月15日</p>

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="radio"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="radio"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	京都府の他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六及び住民基本台帳法施行条例(以下「住基条例」という。)第3条に掲げる、京都府の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	京都府の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

提供先3	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。
移転先1	京都府の他部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五及び住基条例第2条に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	京都府の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
 ・京都府においては、代表端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。また、執務室の業務端末及び周辺機器は、窓口から見えない位置に保管することとし、アクセスには生体認証装置による照合情報認証を必要とする。
 ※都道府県サーバ及び代表端末設置場所への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理等により入退室する者が権限を有することを確認するとともに、作業に不要な機器等を持ち込まないことを確認する。

②保管期間	期間	[20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票に記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する ・住民票に記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	

③消去方法

京都府知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

京都府知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
京都府知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	京都府知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを手入手できることを、住基ネットのシステム上で担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、住基ネットのシステムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住基ネットのシステム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	システムで自動対応できない事象が発生した際には、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて、市町村と連携し、本人確認情報の入力、削除及び訂正作業を実施する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録するとともに、定期的に業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託業者)については、契約書により、受託事務以外の目的外収集・利用の禁止、従業者への適切な監督について確約させている。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・外部媒体による情報を取り扱う場合、媒体毎に管理簿を作成し、いつ、誰が、どのような情報を扱ったかを明確にする。また、媒体は安全な場所に保管し、施錠管理する。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、5分を超えて本人確認情報を表示させない ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 また、のぞき防止フィルターを設置し、のぞき見ができないようにしている。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、法に基づき開示・不開示の決定等を行う ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、法に基づき開示・不開示の決定等を行う 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の万全かつ安全な管理についての徹底や、委託契約内容の第三者への漏洩の禁止を委託契約書上明記している。 ・事前にⅡ-6①のように、厳重な本人確認情報の保護管理体制の実態があることを確認。(委託先は、これまで住基法に基づく指定情報処理機関として全国サーバを運営し、住基ネットのセキュリティ確保に責任を負う立場にあり、過去10年以上にわたり安定的に住基ネットを運営してきた実績を有する。) 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先が都道府県知事保存本人確認情報ファイルをバックアップ等の媒体に格納する際は、システムで自動的に暗号化を行うことで媒体の取得者が特定個人情報にアクセスできないシステムとし、閲覧／更新ができないよう制限している。 ・契約書により、受託事務以外の目的外収集・利用の禁止、従業員への適切な監督について確約させている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを提供する場合、システムで暗号化した上で提供し、委託先がファイル内の特定個人情報にアクセスできないシステム設計としていることから委託先が都道府県知事保存本人確認情報ファイルを扱うことは基本的にない。ただし、暗号化したファイル自体を取り扱っているため、以下のとおり確認を実施している。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から承諾なしに他者への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記している。 ・必要に応じ、報告を求め、又は随時実地に調査し、又は指示・監督を行うことを契約書で規定している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から承諾なしに他者への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記している。 ・必要に応じ、報告を求め、又は随時実地に調査し、又は指示・監督を行うことを契約書で規定している。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県における本人確認情報の保存期間は、住基法施行令第30条の6で規定されており、保管期限の過ぎた特定個人情報はシステムで自動判別し、消去する。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・目的外収集・利用の禁止 ・第三者への提供禁止 ・複写・複製の禁止 ・適正管理(漏洩・滅失・き損防止措置) ・作業場所の指定 ・資料の返還又は廃棄等 ・従業員への周知及び監督 ・取扱い状況の報告・調査・指示等 ・再委託の禁止 	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託する場合、事前に京都府知事の許可を要するものとし、以下のことについて確約させている。 <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先との契約で秘密保持義務を課すことを義務付けること。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務のみを対象とすること。 ・元請けとして責任を持ち、業務を支障なく履行するとともに、当該再委託先の行為の全てを引責すること。 ・随時元請けの作業指示どおり作業が進捗しているかの確認を行うこと。 ・重要機能室である地方公共団体のネットワーク機器等設置場所での現地作業は、元請けが把握する職員のみが行えることとし、入館前の事前申請、入館者の本人確認を徹底するとともに、常時監視の下で作業を実施させること。 ・元請けとして、再委託先から提出される従事者名簿に基づいた入退室管理及び作業日報により実施状況を逐一確認すること。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。（※住民基本台帳ネットワークシステム総合管理規程（平成14年8月2日京都府訓令第17号（最終改正：平成26年6月1日訓令第8号）第10条の規定による） なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基法別表等において定められた事務のみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限の無いものはアクセスできない仕組みとする。 	
その他の措置の内容	「重要機能室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを取扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、京都府の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・京都府の代表端末保管場所においては、専用の室内にカメラを設置して入退室者を特定し、管理するとともに、その記録を残す。 ・京都府においては、代表端末設置場所、記録の保管場所を施錠管理する。また、端末・周辺機器は、来庁者から見えない位置・方向に設置し、退庁時に施錠する等の措置を講じている。 <p>※都道府県サーバ及び代表端末設置場所への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理簿等により入退室する者が権限を有することを確認するとともに、作業に不要な機器等を持ち込まないことを確認する。</p>
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム及びウイルス対策ソフトのパターンファイルを、配信された都度更新する。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールやルータにより、論理的にインターネットと分断する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容		
	—	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、契約及び規程に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、記録を残す。具体的には、専用ソフトによるデータ消去、専用機器による電氣的・磁氣的書き込み又は物理的粉碎等により内容を読み出すことができないようにするとともに、その証明書を提出させることを契約書の仕様に明記。 ・帳票については、規程に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・帳票の廃棄時には、契約及び規程に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、住基ネット利用部署において自己点検を行い、運用状況を確認する。
②監査	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	上記自己点検の結果に基づき、自治振興課において必要に応じて内部監査を行う。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者の協力も得ながら、住基ネット関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・規程に反する行為については、厳に指導し、必要に応じて本人の操作権限を停止する。
3. その他のリスク対策	
-	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部自治振興課
②請求方法	住民基本台帳法施行細則(京都府規則第32号)第6条に規定する本人確認情報開示請求書を①の請求先に提出。
特記事項	—
③手数料等	<p>[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(実費相当額) 公文書作成費用として、複写機にて作成したものは10円/1枚。他、郵送による場合は、別途郵便切手が必要。</p> <p>(手数料額、納付方法: (納付方法) 別途本府より送付する納入通知書にて、京都府指定の金融機関(銀行、農協など(都市銀行はいずれも可能))に必要金額を納付。 郵送による場合は、指定の額の郵便切手を返信用封筒に同封し、府あて送付。</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	個人情報取扱事務登録簿(本人確認情報の保有・提供の事務、本人確認情報の開示・訂正等の事務・住民基本台帳ネットワークシステムの入退室管理事務)
公表場所	郵便番号602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 府民総合案内・相談センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部総務調整課
②対応方法	問い合わせ受付時に対応記録を残し、関係法令に照らして適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	京都府民意見提出手続要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、府ホームページ及び府内各振興局等にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和2年3月17日(火)～令和2年4月16日(木)(1ヶ月)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	-
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	京都府情報公開・個人情報保護審議会
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月8日	I 基本情報 7評価実施機関における担当部署 ②所属長	自治振興課長 稲垣 勝彦	自治振興課長 中西 則文	事後	定期人事異動を受けての修正
平成28年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転提供先2京都府の他の執行機関 ②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、京都府の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	住基法別表第六及び住民基本台帳法施行条例(以下「住基条例」という。)第3条に掲げる、京都府の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事前	改正条例施行前における見直し
平成28年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転移転先1京都府の他部署 ②提供先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	住基法別表第五及び住基条例第2条に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	改正条例施行前における見直し
平成29年8月18日	I 基本情報 7評価実施機関における担当部署 ②所属長	自治振興課長 中西 則文	自治振興課長 能勢 重人	事後	定期人事異動を受けての修正
平成29年8月18日	V 開示請求、問い合わせ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ② 請求方法	住民基本台帳法施行細則(京都府規則第32号)第3条第2項に規定する本人確認情報開示請求書を①の請求先に提出。	住民基本台帳法施行細則(京都府規則第32号)第7条第2項に規定する本人確認情報開示請求書を①の請求先に提出。	事後	細則改正による条ずれを受けての修正
平成31年1月8日	I 基本情報 7評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	自治振興課長 能勢 重人	自治振興課長	事後	様式改正を受けての修正
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ② システムの機能	2. 京都府の他の執行機関への情報提供 : 府の他の執行による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を京都府知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。	2. 京都府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を京都府知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・評価書内の記載内容の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	5. 本人確認情報検索 : 代表端末又は業務端末において入力された個人番号又は4情報等をキーワードとした京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	5. 本人確認情報検索 : 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号又は4情報等をキーワードとした京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・都道府県サーバに接続されている端末であることを明記
	I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	③京都府の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。	③京都府の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・評価書内の記載内容の統一
	I 基本情報 5 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・システムの機能「本人確認情報の整合性」の根拠として、第30条の22を追加
	(別添1)事務の内容(図中)	京都府の執行機関	京都府の他の執行機関又は他部署	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・評価書内の記載内容の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容(備考)	<p>2. 京都府の執行機関への情報提供</p> <p>2-①.京都府の他の執行機関において、下記5のとおり個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②.京都府知事において、提示されたキーワードを元に京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。</p> <p>※検索対象者が他都道府県の場合は下記4のとおり機構に情報照会を行う。</p>	<p>2. 京都府の執行機関への情報提供又は他部署への移転</p> <p>2-①.京都府の他の執行機関又は他部署において、下記5のとおり個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②.京都府知事において、提示されたキーワードを元に京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>※検索対象者が他都道府県の場合は下記4のとおり機構に情報照会を行う。</p> <p>※京都府の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、京都府の他の執行機関又は他部署において、京都府サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。</p> <p>(注1) 京都府の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件リスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。</p> <p>(注2) 媒体連携とは、一括提供方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。</p>	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・評価書内の記載内容の統一 ・一括提供方式についての説明を追加
	(別添1)事務の内容(備考)	<p>3. 本人確認情報の開示に関する事務</p> <p>3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。</p>	<p>3. 本人確認情報の開示に関する事務</p> <p>3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない)</p>	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・特定個人情報を含まない手続きであることを明記
	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑧使用方法※</p>	<p>【Ⅱ 京都府の執行機関へ本人確認情報の提供(法令又は条例に基づく事務)で使用】京都府の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(京都府の執行機関→京都府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(京都府サーバ→京都府の執行機関)。</p>	<p>【Ⅱ 京都府の執行機関又は他部署へ本人確認情報の提供・移転(法令又は条例に基づく事務)で使用】京都府の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(京都府の執行機関→京都府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に京都府知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(京都府サーバ→京都府の執行機関又は他部署)。</p>	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・評価書内の記載内容の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法※ 情報の突合	・京都府の他の執行機関からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。	・京都府の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・評価書内の記載内容の統一
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	(右記を追加)	※都道府県サーバ及び代表端末設置場所への入室権限をもつ者を限定し、入退室管理簿等により入室する者が権限を有することを確認するとともに、作業に不要な機器等を持ち込まないことを確認する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・マイナンバーガイドラインが改正されたため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	・住民票に記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(履歴の情報:5年間、消除者の情報:原則5年間(最長80年間))保管する。	・住民票に記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(令和元年6月12日政令第26号)が公布されたため。
	(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目	(右記を追加)	25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報漏洩・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。	・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・記載誤りの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員や異動した職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・不正アクセスを分析するために、検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・都道府県サーバに接続されている端末であることを明記
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 また、のぞき防止フィルターを設置し、のぞき見ができないようにしている。	・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 また、のぞき防止フィルターを設置し、のぞき見ができないようにしている。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・都道府県サーバに接続されている端末であることを明記
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(右記を追加)	※都道府県サーバ及び代表端末設置場所への入室権限をもつ者を限定し、入退室管理簿等により入退室する者が権限を有することを確認するとともに、作業に不要な機器等を持ち込まないことを確認する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・マイナンバーガイドラインが改正されたため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)の規定により、本人確認情報の通知の日から起算して5年間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(令和元年6月12日政令第26号)が公布されたため。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間(最長80年)を経過した後に系統的に消去する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(令和元年6月12日政令第26号)が公布されたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、契約及び規程に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、記録を残す。具体的には、専用ソフト(アメリカ合衆国国防省規格に準拠した方法で消去できるもの)によるデータ消去、専用機器による電氣的・磁氣的書き込み又は物理的粉碎等により内容を読み出すことができないようにするとともに、その証明書を提出させることを契約書の仕様に明記。	・磁気ディスクの廃棄時は、契約及び規程に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、記録を残す。具体的には、専用ソフトによるデータ消去、専用機器による電氣的・磁氣的書き込み又は物理的粉碎等により内容を読み出すことができないようにするとともに、その証明書を提出させることを契約書の仕様に明記。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・記載内容の整理
	Ⅳその他のリスク対策 2従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	・委託事業者の協力も得ながら、住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。	・委託事業者の協力も得ながら、住基ネット関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・会計年度任用職員制度導入に伴う修正
	Ⅴ開示請求、問い合わせ 1特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	住民基本台帳法施行細則(京都府規則第32号)第7条第2項に規定する本人確認情報開示請求書を①の請求先に提出。	住民基本台帳法施行細則(京都府規則第32号)第6条に規定する本人確認情報開示請求書を①の請求先に提出。	事後	・特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づく再実施を行ったため。 ・住基法施行細則が改正されたため